

平成30年度補正

小規模事業者持続化補助金

公募（1次締め切り）のお知らせ

経営計画を作成して実施する地道な販路拡大・販路開拓への取り組みに対して支援するものです。

補助対象
事業

- ①作成した経営計画に基づいて実施する販路拡大・販路開拓のための取り組みであること。
- ②本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれること。
- ③商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

補助対象
事業者

卸売業・小売業	常時使用する従業員 5人以下
サービス業(宿泊・娯楽業以外)	常時使用する従業員 5人以下
サービス業(宿泊・娯楽業)	常時使用する従業員20人以下
製造業その他	常時使用する従業員20人以下

※商工会の管轄地域で事業を営んでいることが必要。商工会議所地区は商工会議所へ。

補助対象経費の2/3以内、上限50万円

代表者が満60歳以上で後継者候補が中心で補助事業を実施する、生産性向上のための取り組みを行っている、ITを活用した資金調達等の取組を行っている、過疎地域で販路開拓に取り組む、などの事業者へは加点あり。

補助率

令和元年6月24日(月)までに商工会へ

※申込にあたり、商工会で書類等確認する作業が必要なため、早めにご相談ください。

※必ず公募要領をご一読ください。

申込期限

取り組み
例

- 販促用チラシの作成・配布
- 販促用PR(マスコミ媒体での広告等)
- 商談会・見本市への出展
- 商品パッケージ(包装)の改良
- 店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良や飲食店の店舗改修を含む)
- ネット販売システムの構築
- 新商品の開発
- 移動販売、出張販売

計画書様式等は、<http://kagoshimashi-shokokai.com> にあります。

など

■補助対象経費

経費区分	内 容	注意点等
機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	中古品は税抜50万円未満のものが対象。汎用性のあるもの(パソコンなど)は対象外
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費	HP作成(ネット販売システムの構築等)費用は対象となります
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費	販売のみを目的とし、販路開拓につながらないものは対象外
旅費	事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、及び販路開拓(展示会等出展など)のための旅費	公共交通機関以外の利用による旅費は対象外
開発費	新商品の試作品開発に伴う原材料・設計・デザイン・製造・改良・加工するために支払われる経費	汎用性があり目的外使用になりうるものは対象外
資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費	取得単価(税込)10万円未満に限ります
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代等の経費	
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費	
専門家謝金	事業の遂行に必要な指導助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費	
専門家旅費	上記専門家に支払われる旅費	
車両購入費	買い物弱者対策に取り組む事業者で、買い物弱者の居住する地区で移動販売、宅配事業等をするために不可欠な車両購入経費	運行管理日誌等の作成が必要。その他詳細な条件あり
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するための経費	
外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費	店舗改装等、自ら実行することが困難な業務。不動産の取得に該当する工事は不可。
設備処分費	販路開拓の取組み実行のためのスペースを確保する等の目的で死蔵の設備機器等の廃棄・処分等を行う経費	

■事業の流れ ※補助金の入金は、実績報告後の精算払いとなります。

